



# 宮 崎 県 公 報

令和5年11月16日(木曜日) 第459号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○保安林の指定……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知(4件)……………( “ ) 1	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明について(4件)……………( “ ) 2	
公 告	
○林業用種苗生産事業者登録内容の変更……………(森林経営課) 3	
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(2件)……………( “ ) 3	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………(農村整備課) 4	
○公共測量の実施の通知(3件)……………(管理課) 4	
○落札者等の公告……………4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 796号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字奥村1008-74
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字奥村1008-74(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 797号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町三ヶ村字三ヶ村 109-1、午 109-88、午 109-89、午 109-91、午 110-8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 798号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字折付5302-1、5302-8、5303、5368、5372-1、5372-2、5372-4、5374-2、5376-1、5379-1、5379-2、5381-9、5396、5403-1、5414
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 799号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字檜葉谷 953-2、979、981-2、981-4、986-1、988-2、989、990-1、991-2、994、995-1、997、1002、1002-2、1026-2、1026-3、1029-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字檜葉谷 994 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 800号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市豊満町2599-28 (次の図に示す部分に限る。)、2597-46、2597-イ-25から2597-イ-29まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
2597-46・2597-イ-25から2597-イ-28まで・2599-28 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 801号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和5年農林水産省告示第1313号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林

法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属するえびの市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
えびの市役所  
永田利治、永田利治、三船文字、壹岐アヤ子
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第1313号によること。

宮崎県告示第 802号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和5年農林水産省告示第1281号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - (1) 国富町役場  
鈴木志朗
  - (2) 美郷町役場  
黒木辰弥、黒木長助、西村壽吉、大村松次郎、末永栄勇、末永幸子
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第1281号によること。

宮崎県告示第 803号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和5年農林水産省告示第1188号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
美郷町役場  
海野浄、国延正一郎、児玉八右衛門、小路俊廣、生田芳明、斉藤浅治、川戸ミヤ、川上惣太郎、早生久四郎、増田ヨシ、池口次郎吉、栗田作馬、牧林米吉、末永栄勇、林田勝美、澤村正行、榎野勝
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

いては令和5年農林水産省告示第1188号によること。

**宮崎県告示第 804号**

保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第1282号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

戸澤善市、山本正雄、田原良野

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第1282号によること。

**宮崎県告示第 805号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1280	株式会社丸雄林業	生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所	苗木 宮崎県延岡市上三輪町3404-1	苗木 育成場所：宮崎県延岡市方財町589、559-2、554、615、315、313 採取場所：大分県豊後大野市三重町 535

**宮崎県告示第 806号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年11月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	223号	西諸県郡高原町蒲牟田	旧	11.2～24.2	46.5

			長尾国有林 2082イ林小班から同郡同町蒲牟田 長尾国有林 2082イ林小班まで	新	32.0～ 48.0	46.5
--	--	--	---	---	---------------	------

**宮崎県告示第 807号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年11月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市東方字藪田3440番2地先から同市東方字柏迫3483番2地先まで	旧	17.8～38.0	91.0
				新	11.5～35.0	91.0

**宮崎県告示第 808号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年11月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾町大字北俣字畑ヶ迫3979番2地先から同郡同町同大字字山ノ口3837番1地先まで	旧	7.0～22.5	508.0
				新	9.0～28.0	508.0

**宮崎県告示第 809号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年11月16日から同年同月30日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	223号	西諸県郡高 原町蒲牟田 長尾国有林 2082イ林小 班から同郡 同町蒲牟田 長尾国有林 2082イ林小 班まで	令和5年11月16日

**宮崎県告示第 810号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年11月16日から同年同月30日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾 町大字北俣 字畑ヶ迫39 79番2地先 から同郡同 町同大字字 山ノ口3837 番1地先ま で	令和5年11月16日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業期間  
令和5年11月1日から令和6年3月2日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字原田
- 3 作業期間  
令和5年11月2日から令和6年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県高原町大字後川内
- 3 作業期間  
令和5年10月20日から令和6年1月15日まで

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年11月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
ネットワーク機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札を決定した日  
令和5年11月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社南日本ネットワーク  
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額  
39,999,960円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年9月21日